

○内閣府令第 号

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行に伴い、無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年 月 日

内閣総理大臣 石破 茂

無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令

（無尽業法施行細則の一部改正）

第一条 無尽業法施行細則（昭和六年大蔵省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(無尽業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置) 第十四条の三の二 「略」 2 「略」 3 前二項（第一項第五号及び前項第五号に限る。）の規定にかかわらず、無尽会社は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により無尽業務関連苦情の処理又は無尽業務関連紛争の解決を図ってはならない。 「一・二 略」 三 その業務を行う役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人 イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は無尽業法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 ロ 「略」	(無尽業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置) 第十四条の三の二 「同上」 2 「同上」 3 「同上」 「一・二 同上」 三 「同上」 イ 禁錮^ミ以上の刑に処せられ、又は無尽業法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 ロ 「同上」

附属雛形（紛争解決等業務に関する報告書雛形） （日本産業規格A4） 業務に関する報告書 第 期（ 年 月 日から 年 月 日まで） 金融庁長官 殿 提出者（郵便番号 ） 所在地 電話番号（ ） ー 商号又は名称 代表者又は管理人の役職氏名 目 次 〔1～13 略〕 （記載上の注意） 〔1・2 略〕 〔1～12 略〕 13 その他特記事項 〔表略〕 （記載上の注意） 指定紛争解決機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）、紛争解決委員等の関係者が拘禁刑以上の刑に処せられた場合、逮捕、勾留された場合、刑事事件に関し起訴された場合、重要な不利益処分を受けた場合、指定紛争解決機関が裁判手続の当事者となった場合等に、その概要を記載すること。	附属雛形（紛争解決等業務に関する報告書雛形） （日本産業規格A4） 業務に関する報告書 第 期（ 年 月 日から 年 月 日まで） 金融庁長官 殿 提出者（郵便番号 ） 所在地 電話番号（ ） ー 商号又は名称 代表者又は管理人の役職氏名 目 次 〔1～13 同左〕 （記載上の注意） 〔1・2 同左〕 〔1～12 同左〕 13 その他特記事項 〔同左〕 （記載上の注意） 指定紛争解決機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）、紛争解決委員等の関係者が禁錮以上の刑に処せられた場合、逮捕、勾留された場合、刑事事件に関し起訴された場合、重要な不利益処分を受けた場合、指定紛争解決機関が裁判手続の当事者となった場合等に、その概要を記載すること。
---	---

備考 表中の「」の記載は注記である。

(銀行法施行規則の一部改正)

第二条 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	(銀行業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置) 第十三条の八 「略」 2 「略」 3 前二項（第一項第五号及び前項第五号に限る。）の規定にかかわらず、銀行は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により銀行業務関連苦情の処理又は銀行業務関連紛争の解決を図つてはならない。 「一・二 略」 三 その業務を行う役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人 イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者 ロ 「略」 （銀行代理業の許可の審査） 第三十四条の三十七 金融庁長官等は、法第五十二条の三十六第一項に規定する許可の申請があつた場合において、法第五十二条の三十八第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。 「一〓三 略」
改正前	(銀行業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置) 第十三条の八 「同上」 2 「同上」 3 「同上」 「一・二 同上」 三 「同上」 イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者 ロ 「同上」 （銀行代理業の許可の審査） 第三十四条の三十七 「同上」 「一〓三 同上」

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

「イ・ロ 略」

ハ 拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

「二〇チ 略」

「五〇七 略」

四 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

「二〇チ 同上」

「五〇七 同上」

別紙様式第 24 号 (第 34 条の 78 関係)

(日本産業規格 A 4)

年 月 日提出

業務に関する報告書

第 期 (年 月 日から
年 月 日まで)

金融庁長官 殿

提出者 (郵便番号)

所在地

電話番号 () ー

商号又は名称

代表者又は管理人の役職氏名
目 次

[1 ～13 略]

(記載上の注意)

[1 ・ 2 略]

[1 ～12 略]

13 その他特記事項

[表略]

(記載上の注意)

指定紛争解決機関の役員 (法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)、紛争解決委員等の関係者が拘禁刑以上の刑に処せられた場合、逮捕、勾留された場合、刑事事件に関し起訴された場合、重要な不利益処分を受けた場合、指定紛争解決機関が裁判手続の当事者となつた場合等に、その概要を記載すること。

別紙様式第 24 号 (第 34 条の 78 関係)

(日本産業規格 A 4)

年 月 日提出

業務に関する報告書

第 期 (年 月 日から
年 月 日まで)

金融庁長官 殿

提出者 (郵便番号)

所在地

電話番号 () ー

商号又は名称

代表者又は管理人の役職氏名
目 次

[1 ～13 同左]

(記載上の注意)

[1 ・ 2 同左]

[1 ～12 同左]

13 その他特記事項

[同左]

(記載上の注意)

指定紛争解決機関の役員 (法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)、紛争解決委員等の関係者が禁錮以上の刑に処せられた場合、逮捕、勾留された場合、刑事事件に関し起訴された場合、重要な不利益処分を受けた場合、指定紛争解決機関が裁判手続の当事者となつた場合等に、その概要を記載すること。

備考 表中の「」の記載は注記である。

(信用金庫法施行規則の一部改正)

第三条 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	(金庫業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置) 第百十三条の二 「略」 2 「略」 3 前二項（第一項第五号及び前項第五号に限る。）の規定にかかわらず、金庫は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により金庫業務関連苦情の処理又は金庫業務関連紛争の解決を図つてはならない。 「一・二 略」 三 その業務を行う役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人 イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者 ロ 「略」 (信用金庫代理業の許可の審査) 第百四十三条 金融庁長官等は、法第八十五条の二第一項に規定する許可の申請があつた場合において、銀行法第五十二条の三十八第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。 「一〓三 略」
改正前	(金庫業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置) 第百十三条の二 「同上」 2 「同上」 3 「同上」 「一・二 同上」 三 「同上」 イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者 ロ 「同上」 (信用金庫代理業の許可の審査) 第百四十三条 「同上」 「一〓三 同上」

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

「イ・ロ 略」

ハ 拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

「二〇チ 略」

「五〇七 略」

四 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

「二〇チ 同上」

「五〇七 同上」

別紙様式第 24 号 (第 170 条の 2 の 30 第 1 項関係)	別紙様式第 24 号 (第 170 条の 2 の 30 第 1 項関係)
(日本産業規格 A 4)	(日本産業規格 A 4)
業務に関する報告書	業務に関する報告書
年 月 日提出	年 月 日提出
第 期 (年 月 日から 年 月 日まで)	第 期 (年 月 日から 年 月 日まで)
金融庁長官 殿	金融庁長官 殿
提出者 (郵便番号)	提出者 (郵便番号)
所在地	所在地
電話番号 ()	電話番号 ()
商号又は名称	商号又は名称
代表者又は管理人の役職氏名	代表者又は管理人の役職氏名
目 次	目 次
[1 ～ 13 略]	[1 ～ 13 同左]
(記載上の注意)	(記載上の注意)
[1. ・ 2. 略]	[1. ・ 2. 同左]
[1 ～ 12 略]	[1 ～ 12 同左]
13 その他特記事項	13 その他特記事項
[表略]	[同左]
(記載上の注意)	(記載上の注意)
指定紛争解決機関の役員 (法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)、紛争解決委員等の関係者が拘禁刑以上の刑に処せられた場合、逮捕、勾留された場合、刑事事件に関し起訴された場合、重要な不利益処分を受けた場合、指定紛争解決機関が裁判手続の当事者となつた場合等に、その概要を記載すること。	指定紛争解決機関の役員 (法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)、紛争解決委員等の関係者が禁錮以上の刑に処せられた場合、逮捕、勾留された場合、刑事事件に関し起訴された場合、重要な不利益処分を受けた場合、指定紛争解決機関が裁判手続の当事者となつた場合等に、その概要を記載すること。

備考 表中の「」の記載は注記である。

（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の一部改正）

第四条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	(特定兼営業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置) 第十一条の二 「略」 2 「略」 3 前二項（第一項第五号及び前項第五号に限る。）の規定にかかわらず、信託業務を営む金融機関は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により特定兼営業務関連苦情の処理又は特定兼営業務関連紛争の解決を図つてはならない。 「一・二 略」 三 その業務を行う役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人 イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者 ロ 「略」
改正前	(特定兼営業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置) 第十一条の二 「同上」 2 「同上」 3 「同上」 「一・二 同上」 三 「同上」 イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者 ロ 「同上」

別紙様式第 10 号 (第 42 条の 15 関係)	別紙様式第 10 号 (第 42 条の 15 関係)
(日本産業規格 A 4)	(日本産業規格 A 4)
年 月 日提出	年 月 日提出
業務に関する報告書	業務に関する報告書
第 期 (年 月 日から)	第 期 (年 月 日まで)
金融庁長官 殿	金融庁長官 殿
提出者 (郵便番号)	提出者 (郵便番号)
所在地	所在地
電話番号 ()	電話番号 ()
商号又は名称	商号又は名称
代表者又は管理人の役職氏名	代表者又は管理人の役職氏名
目 次	目 次
[1 ～ 13 略]	[1 ～ 13 同左]
(記載上の注意)	(記載上の注意)
[1 ・ 2 略]	[1 ・ 2 同左]
[1 ～ 12 略]	[1 ～ 12 同左]
13 その他特記事項	13 その他特記事項
[表略]	[同左]
(記載上の注意)	(記載上の注意)
指定紛争解決機関の役員 (法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)、紛争解決委員等の関係者が拘禁刑以上の刑に処せられた場合、逮捕、勾留された場合、刑事事件に関し起訴された場合、重要な不利益処分を受けた場合、指定紛争解決機関が裁判手続の当事者となつた場合等に、その概要を記載すること。	指定紛争解決機関の役員 (法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)、紛争解決委員等の関係者が禁錮以上の刑に処せられた場合、逮捕、勾留された場合、刑事事件に関し起訴された場合、重要な不利益処分を受けた場合、指定紛争解決機関が裁判手続の当事者となつた場合等に、その概要を記載すること。

備考 表中の「」の記載は注記である。

(貸金業法施行規則の一部改正)

第五条 貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(貸金業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置) 第十条の六の二 「略」 2 「略」 3 前二項（第一項第五号及び前項第四号に限る。）の規定にかかわらず、貸金業者は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により貸金業務関連苦情の処理又は貸金業務関連紛争の解決を図つてはならない。 「一・二 略」 三 その業務を行う役員（法第四十一条の三十九第一項第四号に規定する役員をいう。以下この号において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人 イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者 ロ 「略」	(貸金業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置) 第十条の六の二 「同上」 2 「同上」 3 「同上」 「一・二 同上」 三 「同上」 イ 禁錮^ニ以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者 ロ 「同上」

別紙様式第 22 号 (第 30 条の 30 関係) (日本産業規格 A 4) 年 月 日提出 業務に関する報告書 第 期 (年 月 日から) 金融庁長官 殿 提出者 (郵便番号) 所在地 電話番号 () ー 商号又は名称 代表者又は管理人の役職氏名 目 次 [1 ～ 13 略] (記載上の注意) [1 ・ 2 略] [1 ～ 12 略] 13 その他特記事項 [表略] (記載上の注意) 指定紛争解決機関の役員 (法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)、紛争解決委員等の関係者が<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合、逮捕、勾留された場合、刑事事件に関し起訴された場合、重要な不利益処分を受けた場合、指定紛争解決機関が裁判手続の当事者となつた場合等に、その概要を記載すること。	別紙様式第 22 号 (第 30 条の 30 関係) (日本産業規格 A 4) 年 月 日提出 業務に関する報告書 第 期 (年 月 日から) 金融庁長官 殿 提出者 (郵便番号) 所在地 電話番号 () ー 商号又は名称 代表者又は管理人の役職氏名 目 次 [1 ～ 13 同左] (記載上の注意) [1 ・ 2 同左] [1 ～ 12 同左] 13 その他特記事項 [同左] (記載上の注意) 指定紛争解決機関の役員 (法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)、紛争解決委員等の関係者が<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合、逮捕、勾留された場合、刑事事件に関し起訴された場合、重要な不利益処分を受けた場合、指定紛争解決機関が裁判手続の当事者となつた場合等に、その概要を記載すること。
---	---

備考 表中の「」の記載は注記である。

（中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令の一部改正）

第六条 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	(信用事業等に関する苦情処理措置及び紛争解決措置) 第三条 「略」 2 「略」 3 前二項（第一項第五号及び前項第五号に限る。）の規定にかかわらず、信用協同組合及び信用協同組合連合会は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により信用事業等関連苦情の処理又は信用事業等関連紛争の解決を図つてはならない。 「一・二 略」 三 その業務を行う役員（役員が法人であるときは、その職務を行ふべき者を含む。以下この号において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人 イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者 ロ 「略」
改正前	(信用事業等に関する苦情処理措置及び紛争解決措置) 第三条 「同上」 2 「同上」 3 「同上」 「一・二 同上」 三 「同上」 イ 禁錮^ニ以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者 ロ 「同上」

別紙様式第 1 号 (第 19 条関係)	(日本産業規格 A 4) 年 月 日提出 業 務 に 関 す る 報 告 書 第 期 (年 月 日から 年 月 日まで) 金融庁長官 殿 提出者 (郵便番号) 所在地 電話番号 () ー 商号又は名称 代表者又は管理人の役職氏名 目 次 [1 ～ 13 略] (記載上の注意) [1 ・ 2 略] [1 ～ 12 略] 13 その他特記事項 [表略] (記載上の注意) 指定紛争解決機関の役員 (法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)、紛争解決委員等の関係者が拘禁刑以上の刑に処せられた場合、逮捕、勾留された場合、刑事事件に関し起訴された場合、重要な不利益処分を受けた場合、指定紛争解決機関が裁判手続の当事者となった場合等に、その概要を記載すること。 苦情処理手続は法第 69 条の 2 第 6 項第 1 号に規定する苦情処	別紙様式第 1 号 (第 19 条関係)	(日本産業規格 A 4) 年 月 日提出 業 務 に 関 す る 報 告 書 第 期 (年 月 日から 年 月 日まで) 金融庁長官 殿 提出者 (郵便番号) 所在地 電話番号 () ー 商号又は名称 代表者又は管理人の役職氏名 目 次 [1 ～ 13 同左] (記載上の注意) [1 ・ 2 同左] [1 ～ 12 同左] 13 その他特記事項 [同左] (記載上の注意) 指定紛争解決機関の役員 (法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)、紛争解決委員等の関係者が禁錮以上の刑に処せられた場合、逮捕、勾留された場合、刑事事件に関し起訴された場合、重要な不利益処分を受けた場合、指定紛争解決機関が裁判手続の当事者となった場合等に、その概要を記載すること。 苦情処理手続は法第 69 条の 2 第 6 項第 1 号に規定する苦情処
----------------------	---	----------------------	---

理手続であって信用事業等に係るものをいう。 紛争解決手続は法第69条の2第3項に規定する紛争解決手続であって信用事業等に係るものをいう。	理手続であって信用事業等に係るものをいう。 紛争解決手続は法第69条の2第3項に規定する紛争解決手続であって信用事業等に係るものをいう。
備考 表中の「」の記載は注記による。	

(協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正)

第七条 協同組合による金融事業に関する法律施行規則(平成五年大蔵省令第十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(信用協同組合代理業の許可の審査) 第八十三条 金融庁長官等は、法第六条の三第一項に規定する許可の申請があつた場合において、銀行法第五十二条の三十八第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。 「一〇三 略」 四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。 「イ・ロ 略」 ハ 拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 「二〇チ 略」 「五〇七 略」	(信用協同組合代理業の許可の審査) 第八十三条 「同上」 「一〇三 同上」 四 「同上」 「イ・ロ 同上」 ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 「二〇チ 同上」 「五〇七 同上」

別紙様式第 19 号 (第 110 条の 77 関係)	別紙様式第 19 号 (第 110 条の 77 関係)
(日本産業規格 A 4)	(日本産業規格 A 4)
年 月 日提出	年 月 日提出
業務に関する報告書	業務に関する報告書
第 期 (年 月 日から 年 月 日まで)	第 期 (年 月 日から 年 月 日まで)
金融庁長官 殿	金融庁長官 殿
提出者 (郵便番号)	提出者 (郵便番号)
所在地	所在地
電話番号 () ー	電話番号 () ー
商号又は名称	商号又は名称
代表者又は管理人の役職氏名	代表者又は管理人の役職氏名
目 次	目 次
[1 ～ 13 略]	[1 ～ 13 同左]
(記載上の注意)	(記載上の注意)
[1 ・ 2 略]	[1 ・ 2 同左]
[1 ～ 12 略]	[1 ～ 12 同左]
13 その他特記事項	13 その他特記事項
[表略]	[同左]
(記載上の注意)	(記載上の注意)
指定紛争解決機関の役員 (法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)、紛争解決委員等の関係者が拘禁刑以上の刑に処せられた場合、逮捕、勾留された場合、刑事事件に関し起訴された場合、重要な不利益処分を受けた場合、指定紛争解決機関が裁判手続の当事者となった場合等に、その概要を記載すること。	指定紛争解決機関の役員 (法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)、紛争解決委員等の関係者が禁錮以上の刑に処せられた場合、逮捕、勾留された場合、刑事事件に関し起訴された場合、重要な不利益処分を受けた場合、指定紛争解決機関が裁判手続の当事者となった場合等に、その概要を記載すること。

備考 表中の「」の記載は注記である。

(保険業法施行規則の一部改正)

第八条 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(保険業務等に関する苦情処理措置及び紛争解決措置) 第五十五条の二 「略」 2 「略」 3 前二項(第一項第五号及び前項第五号に限る。)の規定にかかわらず、保険業関係業者は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により保険業務等関連苦情の処理又は保険業務等関連紛争の解決を図ってはならない。 「一・二 略」 三 その業務を行う役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号において同じ。)のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人 イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 ロ 「略」	(保険業務等に関する苦情処理措置及び紛争解決措置) 第五十五条の二 「同上」 2 「同上」 3 「同上」 「一・二 同上」 三 「同上」 イ 禁錮^ニ以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 ロ 「同上」

別紙様式第 28 号 (第 239 条の 15 関係)	別紙様式第 28 号 (第 239 条の 15 関係)
(日本産業規格 A 4)	(日本産業規格 A 4)
年 月 日提出	年 月 日提出
業務に関する報告書	業務に関する報告書
第 期 (年 月 日から)	第 期 (年 月 日から)
金融庁長官 殿	金融庁長官 殿
提出者 (郵便番号)	提出者 (郵便番号)
所在地	所在地
電話番号 () -	電話番号 () -
商号又は名称	商号又は名称
代表者又は管理人の役職氏名	代表者又は管理人の役職氏名
目 次	目 次
[1 ～ 13 略]	[1 ～ 13 同左]
(記載上の注意)	(記載上の注意)
[1 ・ 2 略]	[1 ・ 2 同左]
[1 ～ 12 略]	[1 ～ 12 同左]
13 その他特記事項	13 その他特記事項
[表略]	[同左]
(記載上の注意)	(記載上の注意)
指定紛争解決機関の役員 (法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人) 、紛争解決委員等の関係者が拘禁刑以上の刑に処せられた場合、逮捕、勾留された場合、刑事事件に関し起訴された場合、重要な	指定紛争解決機関の役員 (法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人) 、紛争解決委員等の関係者が禁錮以上の刑に処せられた場合、逮捕、勾留された場合、刑事事件に関し起訴された場合、重要な不

不利益処分を受けた場合、指定紛争解決機関が裁判手続の当事者となった場合等に、その概要を記載すること。	利益処分を受けた場合、指定紛争解決機関が裁判手続の当事者となった場合等に、その概要を記載すること。
備考 表中の「」の記載は注記による。	

(損害保険料率算出団体に関する内閣府令の一部改正)

第九条 損害保険料率算出団体に関する内閣府令（平成八年大蔵省令第七号）の一部を次のように改正する。
。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(料率団体の設立認可の審査基準) 第二条 「略」 2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、当該申請が同項に掲げる基準に適合すると認めるときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、遅滞なく、設立の認可をするものとする。 一 「略」 二 理事又は監事のうちに次のいずれかに該当する者がある場合 イ 「略」 ロ 拘禁刑以上の刑又は法若しくは保険業法の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わった後又は執行を受けることがないこととなった日から五年を経過するまでの者 「ハ・ニ 略」 三 「略」 「3・4 略」	(料率団体の設立認可の審査基準) 第二条 「同上」 2 「同上」 一 「同上」 二 「同上」 イ 「同上」 ロ 禁固以上の刑又は法若しくは保険業法の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わった後又は執行を受けることがないこととなった日から五年を経過するまでの者 「ハ・ニ 同上」 三 「同上」 「3・4 同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。

(信託業法施行規則の一部改正)

第十条 信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	(手続対象信託業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置) 第二十九条の二 「略」 2 「略」 3 前二項（第一項第五号及び前項第五号に限る。）の規定にかかわらず、信託会社等（法第二条第十五項に規定する信託会社等をいう。）は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により手続対象信託業務関連苦情の処理又は手続対象信託業務関連紛争の解決を図ってはならない。 「一・二 略」 三 その業務を行う役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人 イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 ロ 「略」
改正前	(手続対象信託業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置) 第二十九条の二 「同上」 2 「同上」 3 「同上」 「一・二 同上」 三 「同上」 イ 禁錮^ニ以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 ロ 「同上」

別紙様式第 23 号 (第 80 条の 15 関係)

(日本産業規格 A 4)

年 月 日提出

業 務 に 関 す る 報 告 書

第 期 (年 月 日から
年 月 日まで)

金融庁長官 殿

提出者 (郵便番号)

所在地

電話番号 () ー

商号又は名称

代表者又は管理人の役職氏名
目 次

[1 ～ 13 略]

(記載上の注意)

[1 ・ 2 略]

[1 ～ 12 略]

13 その他特記事項

[表略]

(記載上の注意)

指定紛争解決機関の役員 (法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)、紛争解決委員等の関係者が拘禁刑以上の刑に処せられた場合、逮捕、勾留された場合、刑事事件に関し起訴された場合、重要な不利益処分を受けた場合、指定紛争解決機関が裁判手続の当事者となった場合等に、その概要を記載すること。

別紙様式第 23 号 (第 80 条の 15 関係)

(日本産業規格 A 4)

年 月 日提出

業 務 に 関 す る 報 告 書

第 期 (年 月 日から
年 月 日まで)

金融庁長官 殿

提出者 (郵便番号)

所在地

電話番号 () ー

商号又は名称

代表者又は管理人の役職氏名
目 次

[1 ～ 13 同左]

(記載上の注意)

[1 ・ 2 同左]

[1 ～ 12 同左]

13 その他特記事項

[同左]

(記載上の注意)

指定紛争解決機関の役員 (法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)、紛争解決委員等の関係者が禁錮以上の刑に処せられた場合、逮捕、勾留された場合、刑事事件に関し起訴された場合、重要な不利益処分を受けた場合、指定紛争解決機関が裁判手続の当事者となった場合等に、その概要を記載すること。

備考 表中の「」の記載は注記である。

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

第十一条 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(金融商品取引業等業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置) 第百十五条の三 「略」 2 「略」 3 前二項（第一項第五号及び前項第五号に限る。）の規定にかかわらず、金融商品取引関係業者は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により金融商品取引業等業務関連苦情の処理又は金融商品取引業等業務関連紛争の解決を図ってはならない。 「一・二 略」 三 その業務を行う役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人 イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 ロ 「略」	(金融商品取引業等業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置) 第百十五条の三 「同上」 2 「同上」 3 「同上」 「一・二 同上」 三 「同上」 イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 ロ 「同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。

(金融商品取引業協会等に関する内閣府令の一部改正)

第十二条 金融商品取引業協会等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(あつせん委員となることができない者) 第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、法第七十七条の第二項（法第七十七条の三第四項において準用する場合を含む。次条及び第二十一条第一項において同じ。）に規定するあつせん委員となることができない。 一 「略」 二 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 〔三〇七 略〕	(あつせん委員となることができない者) 第十九条 「同上」 一 「同上」 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 〔三〇七 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

（金融商品取引法第五章の五の規定による指定紛争解決機関に関する内閣府令の一部改正）

第十三条 金融商品取引法第五章の五の規定による指定紛争解決機関に関する内閣府令（平成二十一年内閣

府令第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

後 日 名	能 日 名
別紙様式（第 16 条関係） （日本産業規格 A 4） 業 務 に 関 する 報 告 書 年 月 日 提出 第 期 （ 年 月 日から 月 日まで） 金融庁長官 殿 提出者 （郵便番号 ） 所在地 電話番号 （ ） - 商号又は名称 代表者又は管理人の役職氏名 目 次 〔 1 ～ 13 略 〕 （記載上の注意） 〔 1 ・ 2 略 〕 〔 1 ～ 12 略 〕 13 その他特記事項 〔表略〕 （記載上の注意） 指定紛争解決機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）、紛争解決委員等の関係者が<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合、逮捕、勾留された場合、刑事事件に関し起訴された場合、重要な不利益処分を受けた場合、指定紛争解決機関が裁判手続の当事	別紙様式（第 16 条関係） （日本産業規格 A 4） 業 務 に 関 する 報 告 書 年 月 日 提出 第 期 （ 年 月 日から 月 日まで） 金融庁長官 殿 提出者 （郵便番号 ） 所在地 電話番号 （ ） - 商号又は名称 代表者又は管理人の役職氏名 目 次 〔 1 ～ 13 同左 〕 （記載上の注意） 〔 1 ・ 2 同左 〕 〔 1 ～ 12 同左 〕 13 その他特記事項 〔同左〕 （記載上の注意） 指定紛争解決機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）、紛争解決委員等の関係者が<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合、逮捕、勾留された場合、刑事事件に関し起訴された場合、重要な不利益処分を受けた場合、指定紛争解決機関が裁判手続の当事者

者となった場合等に、その概要を記載すること。	となった場合等に、その概要を記載すること。
備考 表中の「」の記載は注記である。	

（資金移動業者に関する内閣府令の一部改正）

第十四条 資金移動業者に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

改正後	(資金移動業に関する苦情処理措置及び紛争解決措置) 第三十二条の四 「略」 2 「略」 3 前二項（第一項第五号及び前項第四号に限る。）の規定にかかわらず、資金移動業者等は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により資金移動業関連苦情の処理又は資金移動業関連紛争の解決を図ってはならない。 「一・二 略」 三 その業務を行う役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人 イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 ロ 「略」
改正前	(資金移動業に関する苦情処理措置及び紛争解決措置) 第三十二条の四 「同上」 2 「同上」 3 「同上」 「一・二 同上」 三 「同上」 イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 ロ 「同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。

(資金移動業等の指定紛争解決機関に関する内閣府令の一部改正)

第十五条 資金移動業等の指定紛争解決機関に関する内閣府令(平成二十二年内閣府令第八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

送 付 後	送 付 届
別紙様式（第 16 条関係） （日本産業規格 A 4） 年 月 日提出 業 務 に 関 す る 報 告 書 第 期 （ 年 月 日から 年 月 日まで） 金融庁長官 殿 提出者 （郵便番号 ） 所在地 電話番号 （ ） - 商号又は名称 代表者又は管理人の役職氏名 目 次 [1 ～ 13 略] (記載上の注意) [1 ・ 2 略] [1 ～ 12 略] 13 その他特記事項 [表略] (記載上の注意) 指定紛争解決機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）、紛争解決委員等の関係者が拘禁刑以上の刑に処せられた場合、逮捕、勾留された場合、刑事事件に関し起訴された場合、重要な不利益処分を受けた場合、指定紛争解決機関が裁判手続の当事	別紙様式（第 16 条関係） （日本産業規格 A 4） 年 月 日提出 業 務 に 関 す る 報 告 書 第 期 （ 年 月 日から 年 月 日まで） 金融庁長官 殿 提出者 （郵便番号 ） 所在地 電話番号 （ ） - 商号又は名称 代表者又は管理人の役職氏名 目 次 [1 ～ 13 同左] (記載上の注意) [1 ・ 2 同左] [1 ～ 12 同左] 13 その他特記事項 [同左] (記載上の注意) 指定紛争解決機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）、紛争解決委員等の関係者が禁錮以上の刑に処せられた場合、逮捕、勾留された場合、刑事事件に関し起訴された場合、重要な不利益処分を受けた場合、指定紛争解決機関が裁判手続の当事者

者となった場合等に、その概要を記載すること。	となった場合等に、その概要を記載すること。
備考 表中の「」の記載は注記である。	

（店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令の一部改正）

第十六条 店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令（平成二十四年内閣府令第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

後 任 者	能 任 者
別紙様式（第二十一条関係） （日本産業規格 A 4） 業務及び財産に関する報告書 第 期（ 年 月 日から 年 月 日まで） 金融庁長官 殿 提出者 住 所 商号又は名称 代表者の氏名 （記載上の注意） 【略】 【1～8 略】 9 その他特記事項 【表略】 （記載上の注意） 取引情報蓄積機関の役員が<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合、逮捕、勾留された場合、刑事事件に関し起訴された場合、重要な不利益処分を受けた場合、取引情報蓄積機関が裁判手続の当事者となった場合等に、その概要を記載すること。	別紙様式（第二十一条関係） （日本産業規格 A 4） 業務及び財産に関する報告書 第 期（ 年 月 日から 年 月 日まで） 金融庁長官 殿 提出者 住 所 商号又は名称 代表者の氏名 （記載上の注意） 【同左】 【1～8 同左】 9 その他特記事項 【同左】 （記載上の注意） 取引情報蓄積機関の役員が<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合、逮捕、勾留された場合、刑事事件に関し起訴された場合、重要な不利益処分を受けた場合、取引情報蓄積機関が裁判手続の当事者となった場合等に、その概要を記載すること。

備考 第 6 条第 1 項の記載は任意である。

(暗号資産交換業者に関する内閣府令の一部改正)

第十七条 暗号資産交換業者に関する内閣府令(平成二十九年内閣府令第七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(暗号資産交換業に関する苦情処理措置及び紛争解決措置) 第三十二条 「略」 2 「略」 3 前二項（第一項第五号及び前項第四号に限る。）の規定にかかわらず、暗号資産交換業者は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により暗号資産交換業関連苦情の処理又は暗号資産交換業関連紛争の解決を図ってはならない。 「一・二 略」 三 その業務を行う役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人 イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 ロ 「略」	(暗号資産交換業に関する苦情処理措置及び紛争解決措置) 第三十二条 「同上」 2 「同上」 3 「同上」 「一・二 同上」 三 「同上」 イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 ロ 「同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。

（金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部改正）

第十八条 金融サービス仲介業者等に関する内閣府令（令和三年内閣府令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(苦情処理措置及び紛争解決措置) 第四十七条 「略」 2 「略」 3 前二項（第一項第六号及び前項第五号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、金融サービス仲介業者は、次のいずれかに該当する法人が実施する手続により金融サービス仲介業務関連苦情の処理又は金融サービス仲介業務関連紛争の解決を図ってはならない。 「一・二 略」 三 その業務を行う役員（役員が法人である場合にあつては、その職務を行うべき社員を含む。ロにおいて同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人 イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 ロ 「略」	(苦情処理措置及び紛争解決措置) 第四十七条 「同上」 2 「同上」 3 「同上」 「一・二 同上」 三 「同上」 イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 ロ 「同上」

別紙様式第 8 号 (第 158 条関係)	別紙様式第 8 号 (第 158 条関係)
(日本産業規格 A 4) 年 月 日提出 業務に関する報告書 第 期 (年 月 日から 年 月 日まで) 金融庁長官 殿 提出者 (郵便番号) 所在地 電話番号 () - 商号又は名称 代表者又は管理人の役職氏名 目次 [1 ～13 略] (記載上の注意) [1 ・ 2 略] [1 ～12 略] 13 その他特記事項 [表略] (記載上の注意)	(日本産業規格 A 4) 年 月 日提出 業務に関する報告書 第 期 (年 月 日から 年 月 日まで) 金融庁長官 殿 提出者 (郵便番号) 所在地 電話番号 () - 商号又は名称 代表者又は管理人の役職氏名 目次 [1 ～13 同左] (記載上の注意) [1 ・ 2 同左] [1 ～12 同左] 13 その他特記事項 [同左] (記載上の注意)

指定紛争解決機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）、紛争解決委員等の関係者が<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合、逮捕、勾留された場合、刑事事件に関し起訴された場合、重要な不利益処分を受けた場合、指定紛争解決機関が裁判手続の当事者となった場合等に、その概要を記載すること。	指定紛争解決機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）、紛争解決委員等の関係者が<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合、逮捕、勾留された場合、刑事事件に関し起訴された場合、重要な不利益処分を受けた場合、指定紛争解決機関が裁判手続の当事者となった場合等に、その概要を記載すること。
備考 表中の「」の記載は任意である。	

(電子決済手段等取引業者に関する内閣府令の一部改正)

第十九条 電子決済手段等取引業者に関する内閣府令（令和五年内閣府令第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(電子決済手段等取引業に関する苦情処理措置及び紛争解決措置) 第四十二条 「略」 2 「略」 3 前二項(第一項第五号及び前項第四号に限る。)の規定にかかわらず、電子決済手段等取引業者は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により電子決済手段等取引業関連苦情の処理又は電子決済手段等取引業関連紛争の解決を図ってはならない。 「一・二 略」 三 その業務を行う役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号において同じ。)のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人 イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 ロ 「略」	(電子決済手段等取引業に関する苦情処理措置及び紛争解決措置) 第四十二条 「同上」 2 「同上」 3 「同上」 「一・二 同上」 三 「同上」 イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 ロ 「同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この府令は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。